

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

- 1 関税定率法及び関税暫定措置法の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 精製塩を少額輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物に追加することとする。（関税定率法施行令第1条の3関係）
 - (2) 加工再輸入減税制度の対象となる輸出原材料としてニット生地等を追加するとともに、機械類の原材料を削除することとする。（関税暫定措置法施行令第44条関係）
 - (3) 沖縄県から沖縄県以外の本邦へ出域をする旅客の携帯品に係る関税の免税制度の拡充に伴う規定の整備を行うこととする。（関税暫定措置法施行令第67条の3、第67条の5及び第67条の6関係、関税法施行令第87条並びに関税定率法施行令第16条の3）
- 2 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定における関税についての便益を適用する場合に必要な原産地証明書等に係る記載事項、提出時期等の所要の規定の整備を行うこととする。（関税法施行令第4条の2、第4条の12、第36条の3、第51条の2、第51条の4及び第61条関係）
- 3 秋田空港、美保飛行場及び宮崎空港を税関空港に追加することとする。（関税法施行令別表第2関係）
- 4 違約品等の再輸出等の場合の戻し税制度における違約品等の保税地域への搬入期間の延長の承認申請手続について、当該保税地域の税関と輸入地税関が異なるときは、当該保税地域の税関でも行うことができることとする。（関税定率法施行令第56条の2関係）

- 5 石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度について、還付率の改定を行うこととする。（関税暫定措置法施行令第19条関係）
- 6 加工再輸入減税制度について、原材料の輸出時に加工又は組立ての契約の全部又は一部が行われていない場合においても、一定の条件の下、同制度を適用できることとする。（関税暫定措置法施行令第46条及び第47条関係）
- 7 特惠関税制度について、セネガルを特別特惠受益国に追加することとする。（関税暫定措置法施行令第49条関係）
- 8 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成14年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとする。（関税割当制度に関する政令別表関係）
- 9 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 10 この政令は、平成14年4月1日から施行することとする。ただし、2については、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の効力発生の日又はこの政令の施行の日のいずれか遅い日から施行することとする。